

## ごみ(可燃・不燃・プラスチック製容器包装)収集運搬業務の委託状況

【平成24年度】

| 委託業務の名称                                     | 契約の相手方の称号<br>又は名称及び所在地 | H24年度契約金額<br>(税込)  | 契約を締結した日             | 随意契約によることとした理由   | 根拠法令   |
|---|------------------------|--|----------------------|--|--|
| ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・<br>プラスチック製容器包装)<br>の収集および運搬業務 | E社                     | 通常収集<br>委託台数3台×*****円/月・台×12カ月<br><br>祝日収集<br>委託台数3台×*****円/日・台×5日                                   | 単年度契約のため、<br>毎年度4月1日 | ・昭和54年11月14日札幌高裁判決:廃棄物処理法は、一般廃棄物の収集等の業務の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも、業務の遂行の適正を重視し、契約締結の方法については、一般・指名競争入札又は随意契約のいずれによるかは市町村の裁量に委ねている趣旨と解するのが相当である。<br>・平成16年東京高裁判決:一般廃棄物の適正な収集、運搬を継続的かつ安定的に実施することが相当であるとして、一般廃棄物処理計画に適合しないことを理由に許可申請を却下することもできる。<br>・平成20年6月19日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通達:一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、施行令第4条に規定する委託基準を遵守することはもちろんのこと、受託者が廃棄物施行令第3条に規定する一般廃棄物処理基準に従った処理を行うよう一般廃棄物の最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないものである。委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。<br>以上の判例または、通達により違法性はないとの判断から随意契約による業務委託を締結している。 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条2第2項に規定する市町村の責任。<br>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項に規定する受託者の要件、同施行令第4条第5項に規定する受託料の額。<br>・地方自治法施行令第167条の2第2項の規定による、普通地方公共団体がする契約でその性質または目的が競争入札に適しないものをするとき。 |
| ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・<br>プラスチック製容器包装)<br>の収集および運搬業務 | L社                     | 通常収集<br>委託台数3台×*****円/月・台×12カ月<br><br>祝日収集<br>委託台数3台×*****円/日・台×4日                                   | 単年度契約のため、<br>毎年度4月1日 |  |  |
| ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・<br>プラスチック製容器包装)<br>の収集および運搬業務 | J社                     | 通常収集<br>委託台数1台×*****円/月・台×12カ月<br><br>祝日収集<br>委託台数1台×*****円/日・台×4日                                   | 単年度契約のため、<br>毎年度4月1日 |  |  |
| ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・<br>プラスチック製容器包装)<br>の収集および運搬業務 | H社                     | 通常収集<br>委託台数4台×*****円/月・台×12カ月<br>祝日収集<br>委託台数4台×*****円/日・台×5日<br>米原市生ごみ祝日収集<br>委託台数1台×*****円/日・台×3日 | 単年度契約のため、<br>毎年度4月1日 |  |  |